

介護保険システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第1回）
令和6年6月14日 【資料3】

介護保険システム等標準化検討会 第1回合同WT

第1回WTの検討概要

令和6年6月14日
事務局提出資料

1. 第1回WTで検討する範囲について

○ 令和6年度検討事項のうち、令和6年8月の改定に向け、第1回WTで検討する範囲は以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	改定時期
1	介護分野におけるDXの推進への対応 ①介護情報基盤と自治体システム間での介護情報の連携 ②保険者と医療機関・介護事業所間での事務の電子化 ・主治医意見書／意見書作成料請求書の提出 ・居宅(介護予防)サービス計画作成依頼の届出	制度改正	2頁	令和6年 8月
2	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し	制度改正以外	8頁	

・今回ご提示する標準仕様書(案)においては、補記・訂正等の正誤対応を含め、上記以外の対応は行っておりません。ただし、今後、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問、全国意見照会でのご意見等を踏まえ、改定や正誤対応が必要なものがありましたら、必要に応じて対応する予定です。

2. 介護分野におけるDXの推進への対応①

- 検討論点No.1「介護分野におけるDXの推進への対応」は、令和5年6月9日に閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受け、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日 医療DX推進本部決定)に取りまとめられたとおり、2026年度(令和8年度)からの全国実施に向けて提示される検討結果やインターフェース仕様等の情報を踏まえ、標準仕様書へ必要な反映を行います。

5. 準公共サービスの拡充

(1) 健康・医療・介護分野

③ 医療・介護・子育て支援における助成券、診察券などとの一体化

自治体による子どもの医療費助成制度や診察券のマイナンバーカード化など、マイナンバーカード一枚で受診できる環境整備を進める。介護保険証等、介護分野の各種証明をマイナンバーカードで行えるよう、医療DXの推進に関する工程表に基づき取組を進める。

【出典】デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和5年6月9日閣議決定)

(2) 全国医療情報プラットフォームの構築

②自治体、介護事業所等とも、必要な情報を安全に共有できる仕組みの構築

医療や介護などのサービスの提供に関し、患者、自治体、医療機関、介護事業所等で紙の書類のやりとりがされており、患者にとって書類・手帳を持ち運ぶ手間となっているだけでなく、各機関において都度入力する必要があり、また各機関間での情報の共有に限界がある。

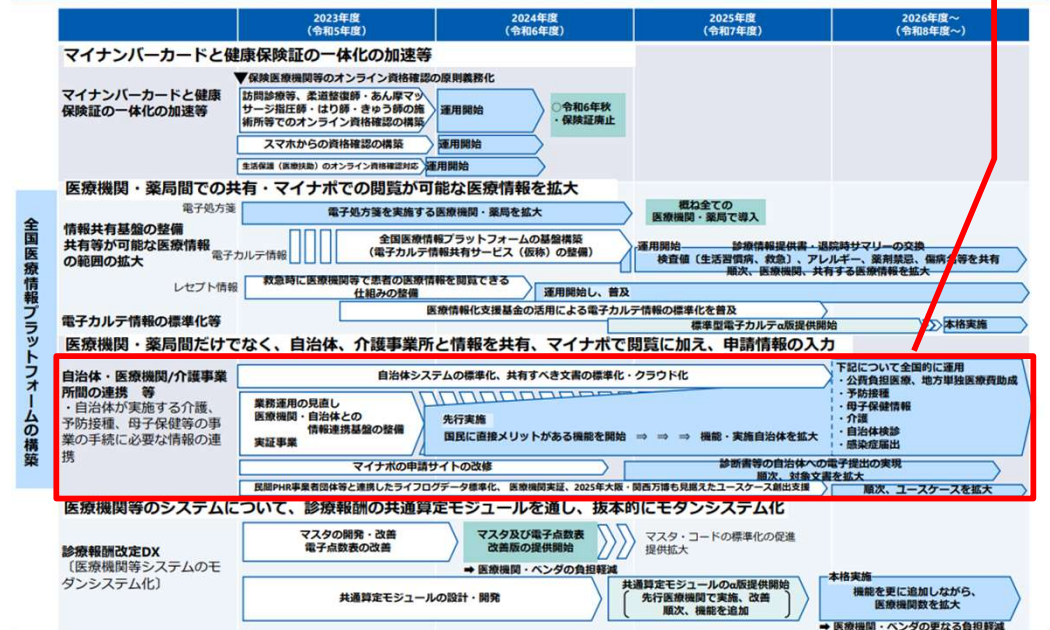
こうした業務フローを見直し、関係機関や行政機関等の中で必要な情報を安全に交換できる情報連携の仕組みを整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療費助成などに係る情報を共有していく。また、個人が行政手続に必要な情報を入力しオンラインで申請ができる機能をマイナポータルに追加し、医療や介護などの手続をオンラインで完結させる。

このうち、介護情報については、2023年度中に共有すべき情報の検討や、業務の要件定義、システム方式の検討や自治体における業務フローの見直しを行い、2024年度からシステム開発を行った上で希望する自治体において先行実施し、2026年度から、自治体システムの標準化の取組の状況を踏まえ、全国実施をしていく。

【出典】医療DXの推進に関する工程表(令和5年6月2日 医療DX推進本部決定)

令和8年度以降、自治体・医療機関/介護事業所間の介護情報の連携等、全国的な運用が求められている。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



2. 介護分野におけるDXの推進への対応②

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 以下は、現在検討中になりますが、介護情報基盤との連携対象となる情報になります。
今後、情報名を含め変更となる可能性がございます。

No	情報名	連携元 ※1	連携先 ※2	情報保管 ※3	情報の概要
1	介護保険被保険者資格情報	保険者	事業所等	○	被保険者の資格(取得、喪失等)に関する情報 なお、当情報のみ個人番号(マイナンバー)が含まれる方向で検討中
2	介護保険被保険者証情報	保険者	事業所等	○	被保険者証に出力されている情報
3	介護保険被保険者負担割合情報	保険者	事業所等	○	負担割合証に出力されている情報
4	介護保険被保険者減免減額認定証情報	保険者	事業所等	○	介護保険負担限度額認定証等の減免・減額認定証(9種類)に出力されている情報
5	介護保険要介護・要支援認定情報 (情報提供用)	保険者	事業所等	○	要介護認定・要支援認定における認定調査票や主治医意見書、認定等の事業所等へ情報提供される情報(帳票のPDFも含む) なお、本情報は居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出が提出された事業所のケアマネジャーのみが参照可能とする方向で検討中
6	介護保険主治医意見書等情報	医療機関	保険者	×	医療機関や医師にて作成される主治医意見書の情報
7	介護保険認定審査会資料情報	保険者	認定審査会委員	×	認定審査会委員へ提供する認定審査会資料(関連する帳票含む)に関する情報
8	要介護認定進捗状況情報	保険者	事業所等	○	認定申請から認定等の処分までの進捗状況を確認できる情報
9	居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報	事業所・地域包括支援センター	保険者	×	居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出、及び介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出に関する情報
10	介護保険住宅改修費利用情報	保険者	事業所等	○	被保険者の介護保険住宅改修費の利用実績を確認できる情報
11	介護保険福祉用具購入費利用情報	保険者	事業所等	○	被保険者の介護保険福祉用具購入費の利用実績を確認できる情報

※1「連携元」は想定する連携対象の情報を管理し、介護情報基盤に対して情報を登録することを指す。

※2「連携先」は介護情報基盤から情報を取り出す又は閲覧することを指す。また、「事業所等」は、介護保険事業所の他に被保険者や医療機関を想定しているが、対象は検討中。

※3 介護情報基盤において情報を保管する情報に○を付している。医療機関・医師が作成した主治医意見書やケアマネ等が代理・代行で届け出る居宅(介護予防)サービス計画作成依頼届出等の情報については、介護情報基盤に保管しないことを想定している。

当情報をもとに、必要となる連携に関する機能要件を次頁にて整理しています。

2. 介護分野におけるDXの推進への対応③

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 介護情報基盤と連携する情報から、標準仕様書に追加する機能要件は以下のとおりです。
機能要件の詳細は、(別紙2)機能・帳票要件の「1.介護保険共通」を参照ください。

No	情報名	機能要件(案)
1	介護保険被保険者資格情報	介護情報基盤に、介護保険被保険者資格情報を提供する。 ※1 連携項目やAPI連携の仕様等については、「*****インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること
2	介護保険被保険者証情報	No.1と同様。
3	介護保険被保険者負担割合情報	No.1と同様。
4	介護保険被保険者減免減額認定証情報	No.1と同様。
5	介護保険要介護・要支援認定情報	No.1と同様。
6	介護保険主治医意見書等情報	介護情報基盤に、介護保険主治医意見書等情報を照会する。 ※1 連携項目やAPI連携の仕様等については、「*****インタフェース仕様書」に準拠すること ※2 随時で連携できること ※3 全件又は差分とすること ※差分連携を推奨 ※4 照会した結果(成功、失敗)も確認できること ※5 照会した情報は介護保険システムに取り込み、利用できること
7	介護保険認定審査会資料情報	No.1と同様。
8	要介護認定進捗状況情報	No.1と同様。
9	居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報	No.6と同様。
10	介護保険住宅改修費利用情報	No.1と同様。
11	介護保険福祉用具購入費利用情報	No.1と同様。

○ 提示された連携対象の情報が加除された場合は内容に合わせて、機能要件も対応します。

○ ※1~4はPMH連携の仕様を参考に想定される連携方式(5頁参照)や連携頻度等を記載していますが、今後、介護情報基盤に関するインタフェース仕様等の内容に依り、変更する可能性があります。

※ 各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等については、「介護保険システムと介護情報基盤の連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に自治体が個別判断することとする旨を追記する予定です。
※ 連携機能に関する機能要件が追加されますので、機能別連携仕様への追加もデジタル庁へ調整予定です。
※ 連携する情報(データ項目)のうち、第3.0版にて規定していない項目「所属者参照用パスワード」「電子的提出可否コード」を追加し、「所属者メールアドレス」を標準オプションから実装必須へ変更します。

(参考) 医療費助成等のPMH連携における連携方式

○ デジタル庁が示すPMHとの連携における連携方式は以下のとおりとなっています。

自治体システムの改修方法

改修に必要なリソース/実装のむずかしさに応じて以下の改修方法が選択可能

#	自治体システムの改修方法	改修コスト ※費用は国負担	自治体の運用の手間	ソフトウェア保守コスト
1	CSV/JSONの自動API連携 (推奨)	△	○	○
2	CSV/JSONファイル出力 (+デジ庁提供のAPI連携バッチ処理の利用)	○	○	△
3	CSVファイル出力※ (+手動連携)	○	△	○

※CSVファイルの手動編集を連携前に実施する方法でも実現は可能です

介護情報基盤における連携方式は、左表の3つの方式を前提に、推奨する方式も含め、現在検討中となっています。

16

【出典】 デジタル庁 2024年1月19日自治体システムベンダー向けのPMH事業に関する説明会「【資料1】本資料」

2. 介護分野におけるDXの推進への対応④

検討中の内容を含む
変更の可能性あり

- 介護情報基盤と連携する情報の機能要件における実装区分と適合基準日は以下のとおりとする予定です。機能要件の詳細は、(別紙2)機能・帳票要件の「1.介護保険共通」を参照ください。
- なお、介護情報基盤との連携機能は、政策上必要なものとされているため、実装区分は実装必須とし、適合基準日は、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、令和7年度までに標準準拠システムへ移行することとされていることにあわせ、「令和8年4月1日」としています。

No	情報名	実装区分		適合基準日
		介護保険システム	認定審査会システム	
1	介護保険被保険者資格情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
2	介護保険被保険者証情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
3	介護保険被保険者負担割合情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
4	介護保険被保険者減免減額認定証情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
5	介護保険要介護・要支援認定情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
6	介護保険主治医意見書等情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
7	介護保険認定審査会資料情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
8	要介護認定進捗状況情報	◎ 実装必須	◎ 実装必須	令和8年4月1日
9	居宅(介護予防)サービス計画作成・介護予防サービス計画作成(介護予防ケアマネジメント)依頼届出情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
10	介護保険住宅改修費利用情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日
11	介護保険福祉用具購入費利用情報	◎ 実装必須	× 実装不可	令和8年4月1日

※No.1～4、9～11の情報は、認定審査会システム側で管理する想定はないため、「実装不可」としています。

(参考)標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方

○ デジタル庁が示す以下の方針に基づき、標準仕様書の改定又は正誤対応を行います。

標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え方について

○ 標準仕様書の改定に当たっては、地方公共団体及び開発事業者の予見可能性を高め、標準化対象事務のシステム全体として、安定的に開発、調達及び運用を行っていく必要があることから、改定の時期等について、以下のとおり、基本的な考え方を整理する。

【整理内容】

1. 標準仕様書の改定に伴う地方公共団体及び事業者の負担を軽減するため、原則として適合基準日の1年前までに見直し内容を反映した標準仕様書に改定する。

ただし、制度改正等の事情により、適合基準日の1年前までの標準仕様書の改定が困難な場合については、制度改正等の検討段階から、以下の(1)～(3)の対応を行うこと。

- (1) 制度改正等の検討段階から、開発に手戻りがないよう、広く開発事業者等に影響を確認すること。
- (2) 標準仕様書の改定内容を検討会等で、地方公共団体及び開発事業者と検討すること。
- (3) 検討した内容を標準仕様書の改定案として公開すること。

2. 移行支援期間(令和7年度まで)における標準仕様書の改定への対応については、令和7年度までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度以降のシステム改修時において、標準に適合させることとし、標準仕様書の改定の際は、令和8年度以降の適合基準日(※)を設定することとする。

3. 標準仕様書の改定は、原則として、8月31日又は1月31日に行うものとする。

4. データ要件・連携要件標準仕様書については、各業務の標準仕様書の改定後1ヶ月後を目途として改定を行う。

5. なお、標準準拠システムの開発過程等で生じる事業者等からの標準仕様書の解釈の確認や疑義等への対応については、開発のボトルネックとなることのないよう、標準仕様書の改定プロセスを待つことなく、次ページの(1)(2)の方法により、随時対応することとし、事業者等との認識共有を図る。

標準仕様書を改定する場合は、原則、適合基準日の1年前までに行う必要がある。

令和6・7年度に標準仕様書を改定する場合の適合基準日は、政策上必要なものは令和8年4月1日、それ以外は令和8年度以降となる。
※ 標準オプション機能は適合基準日を定めない。

改定時期は原則8月末又は1月末となる。

正誤表による対応は随時となる。

(※) 適合基準日：基幹業務システムにおいて、標準仕様書に定める機能要件等について、適合するものとする基準日。

【出典】「標準仕様書の改定・運用に関する基本的な考え」2023年6月16日作成、2023年10月27日改訂デジタル庁

3. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/2)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第4.0版案の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.R5-143】 【レコード番号】4682 【課題名】機能ID:0230529、0230530 負担限度額の合計所得金額について 【課題内容】機能ID:0230530の管理項目で定義されている「合計所得金額」は、その他の合計所得金額(年金雑所得分除く額)を指しているという認識でよろしいでしょうか。あわせて、データ要件の項目ID:02301634(合計所得金額)も同様の認識をしております。 また、データ要件について 項目ID:02301668 非課税80万以下区分コード 項目ID:02301669 非課税120万以下区分コード 項目ID:02301670 非課税120万超区分コード 上記の項目定義に以下の記載があります。 「市町村民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年間～万円〇〇であることを表すコード(0:非該当、1:該当)」 こちらも同様に合計所得金額＝その他の合計所得金額(年金雑所得分除く額)でよろしいでしょうか。 ※厳密には所得指標の取り扱いも含めます。</p>	<p>ご意見のとおり、機能ID 0230530の管理項目「合計所得金額」にて管理する想定情報は、負担限度額認定の判定にて使用する「合計所得金額から譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を除いた金額」になります。また、ご質問にあるデータ要件のデータ項目の4項目における「合計所得金額」も同様の想定となります。 現在の表記ですと、特別控除等を除く前の「合計所得金額」が設定する等の懸念も想定されますので、管理項目「合計所得金額」や合計所得金額に関する区分コード等について、当該項目がどの法令を根拠とするのか、以下の機能IDの「機能要件」又は「要件の考え方・理由」へ補記いたします。なお、現時点での対応案は機能・帳票要件に記載しておりますが、補記する内容は引き続き、精査中のため、「改定種別」欄に【精査・調整中】と付しております。 【補記した機能ID】 0230125、0230126※、0230361、0230368、0230375、0230382、0230530、0230532、0230579、0231156 ※ 機能ID 0230126は、No.R5-144の対応により、新たに機能IDを附番します。</p>

※修正例※ 機能ID 0230125 の場合

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎：実装必須機能、○標準オプション機能、×：実装不可機

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類) 補記 【精査・調整中】	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
						介護保険システム	認定審査会システム	
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能	1.3.28.		0230125	対象者の個人住民税情報を登録・修正・削除・照会できること。 【管理項目】 ・課税年度 ・住民税徴収区分コード ・合計所得金額 ・特別控除額(分離譲渡所得) ・公的年金等の収入金額 ・給与所得額 ・公的年金等に係る雑所得 ・減免前市町村民税所得割額 ・減免前市町村民税均等割額 ・市町村民税所得割額減免額 ・市町村民税均等割額減免額 ・課税所得調整控除前 ※1 他システムを参照し表示することで、保持までしない場合を含む ※2 過年度も確認できること ※3 合計所得金額は、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額のこと。	◎	×	管理項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。

3. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/2)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・第4.0版案の概要
2	<p>【検討課題一覧 No.R5-144】 【レコード番号】4951 【課題名】管理項目「扶養人数」の名称について 【課題内容】第2.1版(令和5年8月修正版)の機能ID「0230126」において「扶養親族人数16歳未満」、「扶養親族人数16歳以上19歳未満」という管理項目が規定されている。本項目は介護保険法施行令第二十二條の二の二 第五項で規定されている「控除対象者」(世帯主と同一の世帯に属する十九歳未満の者で同年の合計所得金額が三十八万円以下であるもの)を指しているのか。仮にそうであるならば、表現を見直せないか。 「扶養」とあると税法上の扶養と誤認する可能性もあり、また、「親族」とあるが、制度としては世帯員であることが要件であり、必ずしも「親族」であるとは限らないと思われる。また、「個人住民税情報」として管理する項目ではないのではないか。 見直す際はデータ要件等も併せて見直していただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、当該項目は介護保険法施行令第二十二條の二の二 第五項に定める項目になりますので、項目名より取り扱う情報に認識の齟齬がないよう、機能ID 0230126の管理項目の名称を以下のとおり見直しました。データ要件等のデータ項目との整合については改定内容に合わせて、デジタル庁と調整いたします。</p> <p>[修正前] (修正前機能ID 0230126) 扶養親族人数16歳未満、扶養親族人数16歳以上19歳未満</p> <p>[修正後] (修正後機能ID 0231430) 控除対象者人数16歳未満、控除対象者人数16歳以上19歳未満</p> <p>なお、対象者の世帯状況や世帯員の税情報等を踏まえて管理する項目になりますので、その他合計所得金額等と同じ扱いで管理するほうが介護保険業務としても利用しやすいと考えるため、管理項目を規定する機能IDは現状のままいたします。</p>

機能・帳票要件

※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎: 実装必須機能、○: 標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分 介護保険システム 認定審査会システム	要件の考え方・理由	備考 (改定内容等)	
1 介護保険共通	1.3 データ管理機能	1.3.28.	修正	0231430	<p>対象者の個人住民税情報を登録・修正・削除・照会できること。</p> <p>【管理項目】 ・課税異動事由コード ・合計所得金額特別控除後 ・その他の合計所得金額 ・所得金額特別控除額 ・課税所得額特別控除後 ・控除対象者人数16歳未満 ・控除対象者人数16歳以上19歳未満</p> <p>※1 更正履歴も確認できること ※2 合計所得金額特別控除後は、地方税法(昭和三十二年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額のこと、 「合計所得金額 - 分離課税所得に係る特別控除額の合計」とする ただし、分離課税所得に係る特別控除額の合計が5,000万円を超える場合は、 「合計所得金額 - 5,000万円」とする ※3 その他の合計所得金額は、「合計所得金額」から所得税法(昭和三十九年法律第33号)第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額のこと、 「合計所得金額 - 公的年金等に係る雑所得」とする ※4 その他の合計所得金額特別控除後は、「合計所得金額」から「特別控除額(分離課税所得)」、及び所得税法(昭和三十九年法律第33号)第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額のこと、 「合計所得金額特別控除後 - 公的年金等に係る雑所得」とする</p>	○	×	<p>管理項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。</p> <p>【第4.0版】検討会での議論の結果、管理項目「扶養親族人数16歳未満」「扶養親族人数16歳以上19歳未満」の名称を、「控除対象者人数16歳未満」「控除対象者人数16歳以上19歳未満」へ変更</p>	【第4.0版】機能ID 0230126より変更